

議案第31号

佐野市スポーツ推進基金条例の制定について
佐野市スポーツ推進基金条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市スポーツ推進基金条例

(設置)

第1条 第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の成果を継承して行うスポーツの推進に係る事業の財源に充てるため、佐野市スポーツ推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の成果を継承して行う事業の財源に充てるため本条例を制定したいので提案するものです。